

## 会 議 録

### 1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第22回代表者会

### 2 開催日時

平成19年10月31日(水) 午後6時30分～午後9時

### 3 開催場所

上越市役所 第1庁舎3階 302会議室

### 4 出席した者(傍聴人を除く)の氏名(敬称略)

・委員(代表者) : 12人中8人出席

平野通子、増田和昭、田村安男、今井不二子、小田武彦、  
横山文男、種岡淳一、横山郁代

・事務局

高橋企画政策課長

池田自治推進室長、青山主任、石黒主任

笹川法務室長

### 5 議題(公開・非公開の別)

(1) 自治基本条例に関する提言書(素案)の検討(公開)

### 6 傍聴人の数

なし

### 7 内容

(事務局：青山主任)

- ・ 本日は、前回お配りした市議会からの意見を受けてご議論いただく。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 今後の進め方については、来週月曜日(11月5日)の会議の際は、市議会からの意見について、代表者会以外の委員の皆さんに対して書面で意見照会したものと、今日の議論の内容を踏まえて整理を行い、11月9日の会議では提言書の最終案の形にしたものを皆さんから確認していただきたいと考えている。また、その際には、全体の進め方についてもご相談したい。
- ・ 11月18日(日)の午前中に市長への提言を予定している。近くご案内をさせていただきます。
- ・ 市議会からの意見の内容については、市議会の特別委員会としての「統一意見」と「会派の意見」がある。
- ・ 「統一意見」は、市議会が一致して出した意見という位置付けなので、非常に重たいものという受け止め方になる。
- ・ 会派の意見は、意見が分かれて集約できなかった部分、あるいは意見を出しても他の会派の委員から賛同を得られなかった部分で、参考的な位置付けになる。

- ・ いずれにしても、市議会と意見交換を直接行わないということで、我々としては、全体を調べて考え方を整理していく必要があることから、今日の会議では、それぞれの項目への意見について、それぞれ皆さんの考え方を聴いていきたい。

## (1) 自治基本条例に関する提言書（素案）の検討

### 「市議会自治基本問題調査特別委員会からの意見に対する検討（統一意見：各項目）」

#### 説明・意見交換

（事務局：石黒主任）

- ・ 資料は、現在の提言書の素案と今日お配りした検討シートの二つをご覧いただきたい。
- ・ まず市議会としての統一意見に対する検討から始めたい。

### 資料2 「市議会自治基本問題調査特別委員会からの意見に対する検討シート（各項目）」

#### 「市議会の権限」

#### 説明・意見交換

（事務局：石黒主任）

- ・ 前文は後ほど議論することとして、資料2の2ページをご覧いただきたい。提言書は10ページである。
- ・ 一番上の「市議会の権限」について、「市政運営の監視」について規定すべきということだが、いかがか。
- ・ 現在の条文の中では市議会の権限を幾つか書いているが、市政運営の監視も市議会のしっかりとした権限なので、そこにきちんと規定すべきだという意見で、正に市議会の皆さんから自らの権限についての意見をいただいている。

（3班：小田委員）

- ・ 市議会の権限に「地方自治法に定めるところにより…」と書いてあり、そこで一回終わって、次に「市政運営の基本的な事項を議決する」となっているが、市政運営の監視機能というのは、法的にはどのようになっているのか。

（事務局：笹川法務室長）

- ・ 法的には、まず、議事機関という位置付けからすると、正式には、監視機関である監査委員とは話は分けなくてはいけない。
- ・ 当然、地方自治法の中で、例えば三セクの経営状況の報告を求めるなどといった意味での監視的な権限はあるが、飽くまで考え方とすれば議事機関の議決をするための調査事項というような考え方になるのではないか。
- ・ 報告を求める権限、監査を求める権限を「監視をする権限」というように読もうと思えば読めないこともないが、この条文の中では「議事機関」と位置付けていることから、権限にそのまま「監視」というのは違うのではないかと思う。ここに入れるとすれば別の条項を起こすというのが一つの方法かと思う。
- ・ あるいは、先ほど言ったように、議決をするための前提となる監視機能があるということで位置付けているのであれば、例えば「地方自治法に定めるところにより、市政の運営を監視し、及び…」という感じでこの中に入れるような形もあり得るのか。た

だ、そこに入れた場合は、前提として議事機関ということがあるわけだから、飽くまで議事機関として必要な範囲でということである。

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらの意見については、各会派の意見の中で理由も書いてある。共産党議員団では、理由としては、「(2) 市議会の責務にも似たような『市政運営の監視機能』が挙げられている。市民の意思の反映だけだと、『地域協議会があるので議員の数を減らせ』という議論に対抗できない」ということまで書いてある。

(3 班：小田委員)

- ・ 私は、市議会の権限というのは、ここに書いてあるように、法的な、明確な議事機関としての権限だけを述べるものだが、責務の項目はそのようなことを記載する性格の場所ではないと思う。
- ・ もし記載するような性格の場所なのであれば、そのような考え方をしていかないと、記載することも変わってしまう。

(1 班：増田委員)

- ・ 私は、正確に言うと、「監視」は権限ではなくて機能なのだと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ 責務のところそういう機能的なものを記載したという説明でよいのではないか。

(1 班：増田委員)

- ・ 「監視」を権限の中に入れることによって、これまでと大きく方向性が違ったりするかというと、そんなことはないのではないか。
- ・ 市議会としての統一意見でもあるので、かなり扱いが難しいところであると思うが、これを入れることによって方向が違ったり、解釈が違ったりしなければ、そのような解釈もあるのではないかという気がする。
- ・ この点については、それほど私たちとしては入れる方向で修正する事について、拒むようなものではない。

(事務局：石黒主任)

- ・ 市議会の皆さんが、自らの権限について統一された意見なので、そういう意味でかなりの重みを持った意見と受け止めなくてはいけないということか。皆さんの中で、このような方向性について異論がある方はおられるか。

(3 班：小田委員)

- ・ これは第 1 項と第 2 項に分けた記載も必要ではないか。あるいは条を分けるか何かしないと、訳の分からない条文になってしまうことも心配される。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、具体的な修正の仕方については、事務局で条文を整理して次回お諮りしたいと思う。

## 「市議会の責務」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ ここでは、「私たちのまち」という表現が、条文上ここでしか出てこないということ

で、表現上いかがかという意見である。

- ・あと、言葉の部分だが、「全市的な視点」を「市民の代表者としての視点」に換えるとの意見である。
- ・また、機能については、「代表者としての意思決定機能」ではなく「市としての意思決定機能」にするという意見である。

(3班：小田委員)

- ・確かに「私たちのまち」は前文的な表現であり、条文としてはなじまない。

(事務局：石黒主任)

- ・それでは、「私たちのまち」は整合が取れるように整理する方向でよいか。
- ・あと、「全市的な視点」という部分と、意思決定機能の部分についてはどうか。

(1班：増田委員)

- ・「全市的な視点」と「市民の代表者としての視点」では意味合いは微妙に違う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・地域協議会の役割については、今のたたき台でも触れられていると思う。
- ・「全市的な視点」というのは、一部の地域のことでなく広い意味で見てくださという意味合いで入れたのだとすれば、これに置き換えた場合、多少ニュアンスが変わってくる。

(5班：種岡委員)

- ・今までの話の中では、やはり「全市的な視点」を大切にしたいという気持がある。

(1班：増田委員)

- ・私たちが市議会に求めるものは「全市的な視点」である。

(3班：小田委員)

- ・もっと言えば、更にもっと高い立場で考えてほしいと考える。上越市という枠だけにとらわれずに。だから「全市的」という思いなのだ。

(1班：増田委員)

- ・要するに、国あるいは世界を見据えた上での趣旨を持っている。

(3班：小田委員)

- ・時々、市議会として、国の政策に対してはっきりと議決をしているわけだから。視野としては本来もっと高いところを考えているはずだと思う。

(1班：平野委員)

- ・「市民を代表して」には、例えば今度は選挙が全市一区になるが、でもやっぱり「どこどこの代表」的なニュアンスが強くなってきたときに、そこだけを考えるのではなく、とにかく全体を見てということ強く出したいという私たちの気持ちがあるわけなので、「全市的な」という形としたい。

(4班：横山(文)委員)

- ・これは私たちの班の項目だったが、あえて私たちはこだわらなかった。ただ、全体会議で他の班の意見を見ても、議員の皆さんが個人の出身地を中心に考え、発言し、行動する傾向が多く見られるから、あえて「全市的な」と文言を入れるという考え方だった。その思いをどうするか、改めて考えていただければ。

(1班：増田委員)

- ・非常に危ういのは、「市民の代表者」といったときに、市民の何を代表するかである。例えば 10 人を代表しても市民の代表者と言っておられるし、その集落全体を代表しても市民の代表者である。
- ・やっぱり、そうではなくて、上越市全体の方向を見て意見を言ってもらわないと。そういうことから言うと、ここはやはり「全市的な視点」というのは、はずさない方がいいと思う。

(3 班：小田委員)

- ・横山さんの言うように、市民会議の思いはこういうものだと明確に書いて、それを理解してほしいということが一番いいと思う。
- ・今、来年の選挙に向けて候補者を選定などという新聞記事を見ていると、旧上越市は地区ごとの感覚が非常に強い。

(4 班：横山（文）委員)

- ・先回の会議でも、説明の中に「普遍的な」という言葉と「全市的な」という言葉があって重複するという意味で、「全市的な意見」をもう少し分かりやすくというようなことを書かせてもらった。

(1 班：増田委員)

- ・そこの部分と、ここの「全市的」というのはちょっと意味合いが違うと思う。
- ・議員の役割の中での全市的などという意味は、代表してということになるが、常に全市的な立場でしか発言できないかということそうではない。その部分で「全市的」という言葉を前回削ったわけである。
- ・こちらの方は、市議会が考えるときのスタンスであって、やっぱり全市的な視点で気を付けてやってほしいということである。
- ・微妙に違うが、私は、前回削ったことはよかったが、それはそれとして、市議会としては全市的な視野に立ってほしいということで、問題はないのではないかと思います。

(4 班：横山（文）委員)

- ・いいと思うが、「全市的」とはどういうこと、という点はどうなるのか。

(3 班：小田委員)

- ・これは市議会からの意見に対する考え方だから、当然、変更した場合は、事務局の方で、市民会議のこういう思いでこのことを入れたんだと、それを理解してほしいということで投げ返すべきであると考えます。
- ・似た話が、市としての決定機能で全く同じことを言っている。要するに、この責務というのは市議会の機能としてどんな機能であってほしいのかということであって、権限のところとの話とは違う。ここでは、市の議決機関だということを書いているわけではない。意思決定するときには市民の代表という立場で意思を決定してほしい。
- ・責務のところは意味が違う。元々が市民会議の中で市議会議員にはどういう責務があってほしいのかという議論の中で出てきているので、権限のことをいっているのではない。

(2 班：田村委員)

- ・責務のところは「全市的」でいいのではないか。(1)の「市民の代表としての」は「市としての」でいいのではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 気持ちとしては、「全市的」という部分は、一部の市民ではなく、すべての市民の代表であるという気持ちが大前提ということと、(1)の「市民の代表としての」については、市議会の意見という形としてよろしいか。

(2班：田村委員)

- ・ そういうことで、一つずつ中身を見て判断していかないといけない。そうでないと、いつまでたっても平行線となる。ある程度方向性を出さないといけない。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、そのような方向で文言の全体的な整理を行いたい。

## 「市議会、市長等」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に、「3 市議会」と「4 市長等」について、この二つの項目の中で整合が取れていない部分があるという意見である。
- ・ 例えば、権限の中で、市長には「市民の代表として」とあるが市議会の方にはそういうふうには書いていない、また、市議会の方には「議事機関」とあるが市長には「執行機関」と書いていないと。これは表現的な部分になるが、いかがか。

(1班：増田委員)

- ・ 調整の問題だけだと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 特に載せた、載せないとか、片方に載っていて載っていないというところで、こだわりとか意図的なものではないということか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 素案の意図としては、市長は市民の代表として選ばれているが、市議会については、構成員の議員は代表として選ばれているが、市議会そのものはその人たちの集まりであるということで、「市民の代表として」という言葉を入れなかった。ただ、それも含めて、代表だということを書いてほしいということであれば、そのような形もありうると思う。
- ・ あと、市議会が議事機関というのは当然のことだが、市長は、執行機関という一面と、市全体を統括して代表するという執行機関の一つ上の立場があることから、市長のところ、特に1項には、「執行機関として」という言葉はあえて入れてなかった。

(3班：小田委員)

- ・ この構成は、今、室長が言われたように明確に1項と2項に分かれていて、代表者だという表現、それから執行する権限、執行機関だということをいっている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ だから2項に入るのはまだ分かる。ここは執行機関として出している部分。代表として出している部分は、飽くまで執行機関の上の統括の部分。市長は二面性がある。そういう意味であえて入れていなかったところではある。

(3班：小田委員)

- ・ そうなると、本質的な関係だとどうなるのか。市議会に関しては、地方自治法か何かには、市議会が市を代表するというような表現はあるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市議会が市を代表するという言葉そのものは無い。

(3班：小田委員)

- ・ そうであれば、法的には「代表する」という言葉は無いということ言えばいい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 入れたとしても総体としては影響する部分ではないと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 一般的に市民が読んで誤解が残ってもよろしくない。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、まず、レベルをそろえるべきという意見については、表記上の問題なので皆さんから賛同いただいたものとし、あとはその中で法律的な観点で支障のない表現にそろえるということによろしいか。

(2班：田村委員)

- ・ そういうことでよいが、市議会は立法機関で市長は執行機関だということをきちっとけじめを付けておかないと、民主主義の三原則がうやむやになってしまう。

(3班：小田委員)

- ・ 私が申し上げたのは、今、法務室長にお願いしているように、市議会について法的にどうなっているかというのは、やっぱり明確にして、こうなんだからこうなんだと論理的に説明しないといけないということである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 代表するという事は直接は書いてないが、論理的には、市民が選んだ代表者たる議員の集まりだから代表であるというのは考え方としてはあると思う。だから、入れたとしても、そこについて法的に問題になるかと言われれば、問題にはならないと思う。
- ・ 明確な代表者であるというのはどこにも書いていない。もちろん市長だってそういう部分があって、法律上は、「市を代表する」とは書いてあるが、「市民を代表する」とは書いてない。

(3班：小田委員)

- ・ それで、結局、市議会の責務のところに戻ってしまう。市民の代表としての意思決定機能というのは、そのことを言っているわけである。意思決定機能として、市民の代表者ということで。だから、意思決定する機関自身に代表権があるわけではない。
- ・ それはやはり論理的に議論をしないと誤解が起こる。

(2班：田村委員)

- ・ 今、基本的な内容は市民会議での議論から来ているのだから、条例、ましてや条文になると一つの形があるから、事務局の方である程度整理してほしい。

(3班：小田委員)

- ・ 単純な話で、やはり法的におかしな条例は作ってほしくないということである。

(2班：田村委員)

- ・ 自分たちの案を入れて、整理してほしい。

(3班：小田委員)

- ・ この会議で「それはそれでいいよ」と言ってしまって、法的におかしなものとしてしまうと困るということである。

## 「情報共有・説明責任」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に、同じページの下から三つ目の「情報共有・説明責任」のところである。提言書は16ページになる。
- ・ ただ、ここについては、「会議の公開」、「会議録等の提供」というものについて規定すべきではないかという意見であるが、実際、会議の公開は既に条例もあるし、制度化されている。会議録の提供についても、既に実施されているので、そういったものを入れたらどうかというレベル合わせの趣旨かなと考えている。
- ・ これは「規定すべき」という意見なので、逆に、規定すべきでないとする理由があるかどうかという部分、あるいは、気持ちとしてあった方がいいということであればそのような形となる。

(1班：増田委員)

- ・ 規定しない理由は全く無い。

(3班：小田委員)

- ・ 全くないが、今、二つだけ挙がっているが、もっと細かく書くのなら、並び立つような大切な条項があるなら入れないとまた不備になる。そのところが私はちょっと分からない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 会議の公開だとか会議録等の提供については、今の制度そのものが情報公開制度の一環として行っているものなので、明記はしてないが「情報公開」のところに含まれているという考え方で作っている。特にそれに関する説明は無いが。
- ・ ただ、条例としては、情報公開条例とは別に会議録公開等の条例があるので、はっきりさせた方がいいという意見であれば、入れるべきと考える。
- ・ 「会議の公開」あるいは「会議録等の提供」がどこに入るかというのと、これは審議会に関するものだから審議会のところに入れるのも一つの考え方としてはある。
- ・ こちらの項目に入ってしまうと、今、条例上、審議会だけに限っているのが、職員の打合せ会議みたいなものまで全部会議になってしまう。それまで全部公開して会議録というのは、とても対応し切れない。普段の打合せや会議、職員同士のそういったものまで全部会議になってしまうので。
- ・ 意思決定の前の段階の調整なので、それまで全部会議録を残せということにはなかなかならない。
- ・ 意見のような内容を入れるのであれば、情報共有というよりも審議会の方に入れた方が、何をすることが明らかになるだろうと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 市議会側が言っている「会議の公開」と「会議録等の提供」というのは、自分たちの



市議会のことをメインにして言っているのではないのか。違うのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 違うだろう。

(3班：小田委員)

- ・ では、市議会の方はどこに係るのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市議会の場合は、会議録そのものが、法律上、作ることを義務付けられていて、だれでも見られることが前提である。委員会も含めてだが、本会議は公開が大原則で、それが原則で書かれているので、ここに書く必要がないという意味なのだろう。
- ・ ただ、市長が置いている審議会のようなものについては、今は条例の中で会議などを公開しているが、法律上は無いので、その根拠になるものとしてこの中のどこかに位置付けたらいいのではないかという考えなのだろうと想像する。
- ・ そういった意味で言っても、やはりどこに入れるかということ、誤解を招かないようにということであれば、審議会の方に入れた方がいいのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ おっしゃるとおり、ここに入れると、「市政運営に関する情報」ということで、すべて公開ということになる。

(1班：増田委員)

- ・ 趣旨をいかして、審議会・委員会に入れるということでしょうか。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、その形については、こちらで整理する。

## 「審議会等」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次の「審議会等」については、提言書の18ページをご覧ください。
- ・ 「複数委員会兼務の制限」と男女共同参画を目指した「クオータ制」について規定すべきだという意見である。
- ・ こちらについては、上越市の特徴的な制度だというような意見だが、そういったことも含めながら、方向性としてはいかがか。

(3班：小田委員)

- ・ 「複数委員会兼務の制限」が持ち出されている背景は何なのだろうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 例えば各種団体の代表者の方は、余りにも多くの会合に関わることになるため、そうするとやはりその方の意見の影響が大きくなりすぎてしまうおそれがあることからである。

(3班：小田委員)

- ・ 忙しい人がたくさん兼務してしまって結果として出てこなくなる。それはそれで、制度上、ちょっと問題があることだと思う。

(1班：増田委員)

- ・それは両面から問題がある。本当は、市民公募の場合、私たちなどは六つまでという規制になっている。それを学識経験者、その他の方に適用するような施策は絶対必要だと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・要は、特定の人はずっとそこにおられると、新しく入ってくる方を疎外するとか、そういう要因だと思う。いつも同じ、委員会や幾つもの委員になっていると、他にいつもと違う人を入れたいのに疎外することになっていると、そういう意味合いだと私は理解している。

(3班：小田委員)

- ・そういう趣旨は非常にいいことだと思う。やっぱり、たくさんの仕事を一人が兼務するというのは問題だと思う。これは市民の公募でも同じだと思う。

(2班：田村委員)

- ・それは、選定側にも元々問題があると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・何々の団体側の代表者について推薦を依頼すると、大体その代表者の方などが選ばれてくる。そうした場合、選ばれた方をこちらの方でお断りできない場合もある。

(3班：小田委員)

- ・そのような場合に加えて、クオータ制もある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・この制限については、今まで条例等にも入っていない事項なので、入れるとなれば書き方を考えさせていただきたい。また、ここの条文で「何回まで」は無理で、ある程度配慮義務みたいな形で書かざるを得ないので、ご承知おきいただければと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、一つ前の「会議の公開」とか「会議録の提供」もあるが、こういうふうには上越市の特徴的なものなので是非載せたらどうかという意見もあった。皆さんのご議論の中でも当然あった。
- ・そういうことを考え出すと、どこまで各論を入れるのかという問題が出てくる。
- ・少なくとも今回、市民の皆さんから意見があったのは今回の提言書に反映されているわけであり、市議会から、これは特徴だという認識で出てくるものも、これは一つの特徴なんだと考えられるのではないか。
- ・ただ、それを条文の中に落とし込むのか、それとも解説の中に落とし込むのか、各論での規定のレベル、どれくらい書くのかというのは、これはさすがに、余り細かいものが出過ぎるのはいかがなものかと思うので、その辺、比較考慮をしながら整理することが必要ではないか。
- ・ただ、記載内容の段階に凸凹があることについては、市民会議の皆さんの意見、市議会の意見、それぞれの気持ちを大事にしたいという考え方で整理の作業をするものとしてよろしいか。

(3班：小田委員)

- ・私もそう思っていた。今、1項に選任の手續の透明性のところがあるが、要するにここに対する説明の中で、選任に当たっては、こういうこと、ああいうことに配慮する

という表現でやればいいのかと。上越独特のいわゆるクォータ制の話も全部そこへ一緒にしてしまえば。

(2班：田村委員)

- ・ 男女共同参画の条例があって、その中にクォータ制を決めてあるのだから、それに配慮するということがいいのではないかと。

(1班：増田委員)

- ・ 前回の男女共同参画の記載の仕方の議論の結果、「比率に配慮する」というふうを書くこととしているので、その表現でお願いしたいと思う。今回のことについても、市議会側としても案文に入れてほしいというようなニュアンスが非常にあると思う。
- ・ もし、そのようなことで大まかな方向を文に入れることができれば、どこに記載することでもよいという立場である。
- ・ ただ、今言ったように、このことについては、必要だという認識を皆さんお持ちだと思うので、その方向で整理をしていただければと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、そういう形で整理させていただく。
- ・ クォータ制の件については、ちょうど、今日、当日配布資料という形でお配りした中で先ほど言われたとおりになっている。
- ・ 書き方とすれば、「複数委員会兼務の制限」のように、少し工夫する余地があるかと思うが、男女の件については、この形でよいのではないかとと思う。

## 「審議会等」「政策法務」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に「オンブズパーソン」だが、こちらについては、前回の代表者会以外の委員の皆さんからの意見を受けての議論で項目名を「苦情処理等」に修正してあり、順番をあえて直さないでいいようになっているがそのような形でいかがか。
- ・ 次の3ページ一番上の「政策法務」については、一言で言うと、市長には条例を制定する権限は無いのに、そのような誤解を生む表現になっているという意見である。条例制定はやはり市議会の権限だということなので、その辺については、誤解を招くようであれば別な表現とすべきとのことである。

(代表者会全員)

- ・ そのような方向で表現を整理することで了解。

## 「条例の見直し」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次は、5ページ一番上の「条例の見直し」である。5年という見直しの年限を「5年ごとに」と書いてあったが、市議会からは「5年を超えない期間ごとに」に修正してはどうかという意見である。
- ・ これは、市議会の議論でも、5年にこだわるものではなく、必要に応じてというニュ

アンスである。皆さんの議論でもあった、不作為を防ぐとか年限を切る必要性は大事だということをご理解いただいている中で、最長5年までとはいう意味も含んでいることについては、市議会の皆さんも共通で持っている。

- ・ただ、その上で必要に応じてできるようにしたらよいのではないかというのが一番のポイントである。
- ・なお、この点については、幾つかの会派の方で、例えば4年の方がいいのではないかという意見もあったが、最終的には、市議会として「5年を超えない期間ごとに」となっている。

(1班：増田委員)

- ・市議会の意見のとおりでよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・一点だけ確認したいのだが、「5年を超えない期間ごとに」というのは、例えば3年で1回見直ししたとすると、その次は、その3年後からカウントして5年なのか、ここから5年で1回やらなくてはいけないのか。その考え方だけ教えていただければ、それに合わせた表現を考えてみたいと思う。

(1班：増田委員)

- ・通常は改正からカウントするのではないか。

(3班：小田委員)

- ・それでは、ささいな項目を1箇所直しても、そこから5年になってしまう。

(1班：平野委員)

- ・5年を超えないということだから、更にその後2年経ったら、見直しがあってもいいのだろう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・もちろんいいのだが、ただ、最長の年限がどこの時点とするのかが変わってきてしまう。

(3班：小田委員)

- ・「5年ごと」という意味は、「ごと」というからには、きちっとした定期見直しをやるという発想なので、定期見直しという考え方が無いといけない。

(事務局：青山主任)

- ・今ほどの見直しの話については、事務局としては、見直しと改正は違うとイメージしている。見直しというのは飽くまで検証なので、見直しをしたら必ず改正が起こるわけではない。改正が行われてから5年ということになると、見直しを次回いつやったらいいのかが分かりづらくなってしまうということがある。
- ・1回見直しをされてから5年後なのか、それとも条例が制定されてから5年以内という切り方でやっていくのかというその当たりの考え方をどうするか。

(3班：小田委員)

- ・改正と見直しを別次元と考えると、定期見直しというのをきちんと置かないと、途中でちょっと改正したからと見直しが終わってしまったというのではいけない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・例えば来年4月1日から施行すると、5年ごとにはきちんと見直しをやるというのと、

それとは別に見直しができるという話なのか。今の話で、少なくとも5年ごとにということは、そこからまた5年という考え方になるわけである。皆さんが求めているのはどっちなのだろうか。

(5班：種岡委員)

- ・ 定期的に検証するということが大切だ。

(事務局：石黒主任)

- ・ 5年という期限が最低限ロックされることは必要ということによろしいか。

(2班：田村委員)

- ・ 「5年ごとに」というのは「5年を超えない」ということなので、「超えない期間内」などとわざわざ言わないでもいいのではないかと思う。

(1班：増田委員)

- ・ そこは、きっちり5の倍数でやろうということになっている。「超えない範囲」というのは、必要が出てきたら3年目にでもやろうということである。

(1班：増田委員)

- ・ この見直しをした時からがスタートである。
- ・ 改正のときは、見直しの後、改正が有る場合と無い場合がある。その改正ではなくて、私たちの考えは、見直しが5年を超える場合だとやらなくてはいけないということになる。
- ・ もう一つ改正のことについて言えば、簡単な見直しもあるし、審議会による見直しの大きな大掛かりな改正もあるわけだから、そのところは、改正がしたいのではなくて見直しをしたいと考えていた方がいいと思う。
- ・ そのことは混乱が起きないように、解説のところで、簡易な改正は見直し5年ごとに入らないということをやわらかくはない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市議会の形で5年間ごとにとしたとしても、この5年という考え方については、見直しが終わってから5年なのか、あるいは定期的に5年ごとに必ずなのか、考え方としてどちらなのかを解説のところできちんと説明しておく必要はあると考える。

(1班：平野委員)

- ・ その見直しが必要だというふうに出てくるのは、全体を見直す必要があると出てくるのか、何か部分的なところで問題があって、この項目について見直しをしたいということで出てくるような気がする。そうすると、部分的な見直しから、その後5年間という、ちょっと長くなる。だから、全体を見直すのは、とにかく5年ごとに見直しをするという形でいきたい。

(2班：田村委員)

- ・ 今、言っているのは、これは5年ごとに必ずやらなくてははいけないということになる。「必要に応じて」は改正というのがあるわけである。改正は5年以内にやってもいいわけで、3年でやってもいい。だから飽くまでも見直しは5年ごとにやろうと。ただ、改正は必要に応じてということ。その考え方だと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 改正と見直しがどう違うんだという部分については、改正の時にはやっぱり項目を全

部検討しなくてはならない。その条文の改正は、その条文を見直すことになるわけだから、イコール見直しである。

(2班：田村委員)

- ・それは見直すことだが、必要に応じて改正するので、その条文の何条第何項と対応して、それだけでいいのか。見直しというのは、やっぱりこの条例そのものが良かったのか悪かったのか含めて見直すという意味だと思う。

(1班：増田委員)

- ・それはやっぱり、今、田村さんのおっしゃる改正のイメージを文言修正、項目修正、番号修正というふうにお考えなのか、普通、改正というと、文言の修正も含めて改正ということになるから、この辺のイメージを合わせておかないと意見が食い違ってきってしまう。

(3班：小田委員)

- ・5年ということ議論した中に、この5年目に見直しを始めたなら、実際に改正するのは2年や3年先になってしまうから、8年とか9年後に改正になる、だから定期見直しにして、見直しが来る1年前か2年前からその作業を始めるという趣旨でこう言ったはずである。

(2班：田村委員)

- ・一応、4年の任期を終わったときに、ちょっと時間的に、すぐには見直しできないので半年くらい過ぎるのではないかとということで5年という話になったはずだから、見直しは見直しで、改正は改正である。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・こここのところでは、見直し、いわゆる検証と改正というのをまず整理して考えて、かつ、検証であれば、だれが発したのか、要するに市民からの求めによるのか、市議会からなのか、あるいは市長自らがやるのか、その辺をよく整理した上でないと混乱してしまう。市長の責務も含めて訳が分からなくなる恐れがある。

(3班：小田委員)

- ・これは、説明に「定期的な見直しを行う責務は、第一次的には市長が有しているものと考えます。」と書いてある。この定期的な見直しというのは、第一次的に市長の責任としてある。これはいわゆる5年目には、改正を実際にするかしないかは別にしても結論を出してほしいという趣旨である。
- ・ただ、部分改正などとは大分違う。そここのところが多分はっきりしていないのではないかな。

(2班：田村委員)

- ・市長は5年ごとに見直さなければならないと、こういうふうに言っているから、5年ごとに必ず市長は見直さなければいけないと責務になっている。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・市議会の皆さんも、市民会議の皆さんも、検証といった部分については、社会情勢に合わせて、前文から最後の条文まで一とおりに、まずすべてを網羅した上で見直しをする機会をどこかで設けなければいけないという点では、多分、皆同じ考えではないかな。

(3班：小田委員)

- ・ だからその期間以外に短くやっても条例違反ではないわけである。これは飽くまでいわゆる義務だから。この5年という間隔で必ずやりなさいということである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 一つ項を増やすという方法もあると思う。例えば、ここの1項を、今の話で、全体の見直しであれば、「5年ごとに条例全体を見直さなければならない」というようにしておいて、一つ項を増やして、「市長は必要に応じて条文の見直しをすることができる」くらいにすることによって両方のニュアンスを出す。
- ・ その場合は、例えば施行日から5年ごとには必ず見直し、その他に必要なものは、必要に応じて見直しをやったとしても、5年ごとの見直しは、必ず別に、施行日から5年、10年、15年という期間で行う状態になる。

(3班：小田委員)

- ・ 1項増やす方向で検討してみたらどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そういった方向で、条文の整理を考えようと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 起算点が今の5年ごとでは分からなくなるので、今、笹川室長が言われたような、二つの観点で必要に応じてというような二つの形で整理するものとしたい。

## 資料1 「市議会自治基本問題調査特別委員会からの意見に対する検討シート（前文）」

### 「前文」

#### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ また資料1に戻っていただきたい。前文についても非常にたくさんの意見があったが、統一意見は上の二つで、一つは「共生」のキーワードを入れてほしいということ、あと、「しかし」という表現はどうかという意見であるが、いかがか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 例えば、「人と人、地域と地域が、互いに支え合う『共生』を基本として」とか。それだと「共生」という言葉の説明みたいになるが。要は、意味としてはそこでそう言いたいために書いているわけだから。一番簡単に入れられるのはその辺りだと思う。

(3班：小田委員)

- ・ それでいいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ ただ、今日、君波さんがご欠席で、君波さんの方からはその点について意見を頂いている。ちょっと今の話でいうとずれる部分もある。そのまま読むと、「前文への『共生』の文言挿入について。新市建設計画の将来都市像の文章と第5次総合計画の都市像の文章が異なることから市議会が問題視し、難色を示されていることは理解できませんが、新市建設計画、それから改定第5次総合計画とも期間を定めており、未来永劫の都市像ではないこと、これが理由の一つです。それから、8年後には新市建設計画、第5次総合計画は失効し、新たに第6次総合計画が策定され、その中では新たな都市像が表記されるものとする。3点目、自治基本条例は普遍であり、特に前文は安易

に変更されるものではなく、自治基本条例が存続する限り前文は変わらず、また変えてはならないものと思います。4点目、前文には『共生』を表現する文言も形を変えて表記されており、あえて挿入する必要はないものと考えます。」ということで、どちらかという、入れなくてよいのではないかというニュアンスの意見である。

- ・ 様々な視点からの意見を頂いたところだが、このような意見を含めた皆さんのお気持ちと、市議会の意見を踏まえての検討となる。ただ、「共生」という概念については一致していると思う。今、笹川室長が言われたような「共生」、人と人、地域と地域が支え合うことを「共生」といえるという部分も一つのことかと思っているがいかがか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 将来都市像そのものを入れてしまうのは、やっぱり、今言われたように、当然時代によって変わっていくものだから、それはそのまま書くのはやっぱりうまくないと思う。ここで言っている言葉を言い換えただけの言葉を言うのであれば、それはよいのではないか。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ それを要約して表現することは別に構わないと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 入れない方がよいという理由はない。

(事務局：石黒主任)

- ・ あと、「しかし」だが、これも文言の話になってくる。我々も考えてみたが、例えば、「こうした中」とか、「このような中」とか、結局、時代の流れをこう受けているわけである。例えば、「こうした中」といった表現はどうかと思っている。

(1班：増田委員)

- ・ 対案でそのようなものが出てきているので、字数的にはいいのではないかと思う。

(1班：平野委員)

- ・ 確かに逆説的な使い方になっているから、言っていることを否定するような形で取られたら困るだろうというふうなニュアンスなのだろうから、出していただいたので他にもっと適切なのがあれば、それはそれで構わない。「しかし」でなくてもいいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「しかし」にこだわりは無いということで、いい文章を作りたいということでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

## 資料1 「市議会自治基本問題調査特別委員会からの意見に対する検討シート（前文）」

「前文」

説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次は、各会派からの意見について、一つずつ前文からみていきたい。



- ・ 「少し長いが簡潔にまとめられている。」これはお褒めの言葉である。
- ・ 「条例制定の宣言についてはインパクトが弱い。」これは全体の印象である。
- ・ 「シンプルで良い。」これもお褒めの言葉である。
- ・ 「声を出して読んでもいいような響きのいい文章にしていきたい。」これは皆さんのお気持ちとしてもあったかと思う。
- ・ 「上越市らしさを表現するため、歴史上の人物を入れるか、合併の記述に『地域自治区』や『地域協議会』を入れていくことが望ましい。」このように、上越らしさを同表現するかという点はこれまでも議論があったかと思う。
- ・ 「14市町村による合併により誕生したこと並びに市民主権・市民自治に基づく新たな自治の出発である」という考え、また、少し飛ぶが、一番下の「新しい自治体の設立を宣言するとともに」を加えるという意見は、ある意味似ている部分がある。
- ・ それから「少子高齢化」の表記の仕方の問題。
- ・ あとは文言で、「私たちに…考える」を「私たちに…考えさせる」にする、「何より必要」を「何よりも必要」にするなどである。

(3班：小田委員)

- ・ その前に確認したい。「提言書についての意見書」の3ページに「次に議会内各派からの意見を集約しました。すべての意見、提言をご検討いただきますようお願い申し上げます。」と書いてあるが、全部回答を作るのか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 作る。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 感想のようなものを除いた対応でよいと考えている。

(3班：小田委員)

- ・ その辺をちょっと決めていった方がいいのではないかな。きちんと回答しなければいけないものを選んで。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、全体的な印象のような指摘は後で考えるものとして、まずは「上越市らしさ」の指摘から一つずつ考えていきたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 歴史上の人物と言われても難しい。14市町村それぞれいろいろな人がいて、謙信が上越全体を代表する人かと言われてたら、そうでもない。

(3班：小田委員)

- ・ 観光案内的なものは入れない、具体的な事象等は入れないことにしているという、これまでの議論からすると、この意見は相容れない。
- ・ それから、地域自治区とか地域協議会を入れたらいいと言うが、これらは具体的な制度だから、これこそ前文にふさわしくないというような見解でいかがか。

(1班：増田委員)

- ・ よろしいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次の市民クラブの「合併により誕生したこと、新たな自治の出発を文章にする。」と

の意見はどうか。

(3班：小田委員)

- ・ 14市町村による合併により誕生したということは、平成17年1月1日に上越市が発したということで表現している。
- ・ 問題は「並びに市民権・市民自治に基づく新たな自治」、これがどこに表現されているかである。

(1班：増田委員)

- ・ この概念が果たしてここに必要なのだろうか。このようにすると、今までは市民権も市民自治も何も無かったんだという、そういう従来の否定につながるわけである。私は、そのようなことはないと思う。今回は、要はそういうものを明確に話だけ話であって、決して、何かものすごい新しいものができるようなイメージではないということである。

(3班：小田委員)

- ・ 増田さんが言ったとおり、わざわざ下から2行目に「自治の主体としての権利と責務を改めて認識」と、非常にいい言葉で書いている。新しく登場するのではなくて、市民に改めて認識してほしいと。そこにそういう趣旨が反映されている。

(事務局：石黒主任)

- ・ 一番下の市政会議からの意見も同様の考え方になると思うがどうか。

(3班：小田委員)

- ・ その前に共産党議員団からの「少子高齢化」の意見だが、これは私たちが前回話したように別の現象であると考えた表記の仕方である。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「考える契機」を「考えさせる契機」というのはどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ これは表現として修正するのが正しいのではないかと。私たちが考えるのではないので。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「少子高齢化」は今のまま、「考えさせる」と「何よりも」は修正の方向でよろしいか。
- ・ あと、最後の市政会議の意見があるが、これも先ほどの市民クラブからの意見と同じであり、考え方が異なるということでもよろしいか。
- ・ 個別の内容に対する指摘については、今、一つ一つ整理したが、あと、全体的な印象に関する意見、例えばインパクトであるとか響きというのは、ある意味感性的の部分もあるが、「私たちとしては十分だと思っている」という一言があれば済むのかなという気もするが、どうか。

(代表者会全員)

- ・ 今ほどの整理で了解。

## 資料2 「市議会自治基本問題調査特別委員会からの意見に対する検討シート（各項目）」

「目的」

説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に資料2の1ページ、個別項目である。
- ・ まず、提言書は4ページ、目的の部分である。我々は自主自立のまちづくりを最終的な目的にしているが、そうではなく、「すべての市民の幸福感や充実感があふれる社会の実現」を目的と考えるということだがどうか。

(1班：増田委員)

- ・ ここは自治基本条例の目的だから、社会そのものの目的ではない。条例の目的というふうに考えれば当たらないと考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 条例を作る上から言っても、地方自治法によっても、市民の福祉の増進がすべての究極の目的である。意見のような目的とすると、どのような条例も全部それに合わせて書かなければいけないということになる。それはちょっと違うのではないかと思う。

(3班：小田委員)

- ・ これは飽くまでも自治基本条例だから、この条例が何をしようとしているかを示す必要がある。

(事務局：石黒主任)

- ・ 先般男女共同参画のあり方を議論した中でも、地域社会と自治と市政運営の関係性を整理した。そこでも自治の対象範囲については議論をしたところである。その考え方からすると原案のとおりとなるがどうか。

(3班：小田委員)

- ・ 要するにこの条例をつくった目的がこれだということを表現するためには、原案のとおりでよい。

(事務局：青山主任)

- ・ あと、「自主自立のまちの実現」を目的とした場合に、説明か何かに、「自主自立のまちの実現」とはどういうことなのかをイメージできるような形で、もうちょっと何か追加した方がよいか。「自主自立のまち」とはどういうものかという、何かこの目的がはっきりしていないといった意見もあったというふうにも取れるのだが。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「自主自立のまち」というのは合併の時の新市建設計画にも書いてある。

(1班：平野委員)

- ・ 中学生にも分かるようにするということから、分かりやすくしたほうがよい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 合併の際に定めた考え方を解説で付け加えるということによろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「定義」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に検討No.2だが、(5)の「協働」の定義の中で、「それぞれの立場及び特性を対等

なものとして尊重する考えの下」という表現は分かりやすいものに変えた方がいいということだが、これは「対等なものとして」のことかと思うので、これはよろしいか。

(事務局：青山主任)

- ・ これは、何か言い回しがちょっとというニュアンスだったと思うので、「対等なものとして」という言い回しにすれば大丈夫かと思うがどうか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次の検討 No. 3 も前回整理済みであるのでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「自治の基本原則」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 検討 No. 4、自治の基本原則の名称だが、一つは「市民参画の原則」は「参画機会保障の原則」にすべき、もう一つは「多様性尊重の原則」は「個性の尊重と相互理解の原則」にすべきだと。それぞれ原則のネーミングについて、解説の文章も含めてだが、どうか。

(1 班：増田委員)

- ・ 実は、この意見を聴いて気が付いたことだが、「市民参画の原則」というのは、市民がだれでも参画できるよということ、市民の内訳については言っていない。
- ・ しかし、ここで言っているように「参画機会保障の原則」で言おうとしていることは、例えば市民といったときに男女共同参画といった部分は見えないが、その部分を問題にしている気もする。例えば、市民というのは、子供も高齢者も男性も女性もという、一くくりに市民にしているが、その部分で、それぞれ性別、年齢等について、それぞれの立場の人は参画が機会均等だよという、そのことを述べよという意見なのかと私は読んだ。それでちょっと考え込んだのだが。

(事務局：石黒主任)

- ・ ただ、これは市民参画の機会だけでよいのか。この部分は、条例の中で、市民参加に関する規定の一番上位の部分になってくるので、ここで狭くしてしまうと、どんどん狭くなってきてしまう。

(1 班：増田委員)

- ・ そういう意味ではなくて、市民なのだけれども、子供とか高齢者が参加しなくても「市民」で保障しているからいいというふうにするのか、この市民参画というのは子供も高齢者も男性も女性もすべて機会が均等だということも含めてということを行っているという意味合いが必要なのかなということだ。

(3 班：小田委員)

- ・ それは多様性のところで改めてうたっている。

(1 班：増田委員)

- ・ そういういろいろな違った考えもすべて認めようというのが多様なのだと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 機会の保障の中身をもうちょっと充実してほしいという部分と、それとここで原則としていることが機会の保障でいいのかという部分は、また別次元の話ではないか。
- ・ もし、増田さんの言う「機会の保障」の中身も充実させるということであれば、別のところにそれを入れ込むということはある。
- ・ まず、中身がこれでいいのかという部分、機会の保障でいいのか、あるいはもうちょっと違うものなのか、そこを検討してからの方がいいのかなと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 今の議論を聴いていて思うのは、よく考えると、市民参画の原則のところに「市民参画の機会が保障されていること。」というのは、やっぱり意味が違っている。だから今問題が起こっているのだと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 機会というのは、市民参画にするための手段なのだと思うがどうか。

(3班：小田委員)

- ・ ここを直して、説明できちんと政新の言っているようなことを入れたらどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 参画のところに市民参画の条が出てくるから、その中で機会の保障の方を手段として入れ込むという方法もある。

(事務局：石黒主任)

- ・ 例えば市民参画を基本として…という事を記述する方法もある。

(3班：小田委員)

- ・ 原案のままではちょっとおかしいので、後ろの部分を直したらいいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 考え方としては、一応、名称はこのままとして、少し案文に手を入れて、誤解を招かないようにするというところでどうか。

(事務局：石黒主任)

- ・ あと、参画の機会の保障という言葉が消えないように、機会の保障は大事だということを、後ろの市民参画の条文のところでもその考え方をうたうような形での整理も関連して必要なのではないか。
- ・ 次に多様性の尊重の件だが、これは「個性の尊重と相互理解の原則」にしたらどうかということだがどうか。

(1班：増田委員)

- ・ これは明らかに意味合いが違うので、受けられない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 個性というと、どちらかというと、最近、地域の個性などという言い方をするが、どちらかというと、人のものというイメージが強い。ここでうたっている中身からしても人だけではないということからすれば違うのかなと。条文を読んだ感覚としてはそう思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 多様性というのは、人もいろいろ、地域もいろいろという、その両方を含んでいるのかなと思うので、多様性という言葉は欠かせないということはどうだろうか。

(1班：増田委員)

- ・ この多様性は上越らしさでもある。

(3班：小田委員)

- ・ これは「個性の尊重と相互理解」に修正したら後ろに書いてあることと違う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 自治の基本原則について、今ほどの議論の方向で整理することによろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「市民の権利」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に、市政会議、市民クラブから「市民の権利」のところの規定について、しっかりこういう項目を入れたらどうかということだが、こちらについてはいかがか。市議会とか市長等のところの表現とのバランス的な観点も要素としてはある。

(1班：増田委員)

- ・ ここに書いてあることは、実は他の法律で規定されている。それを改めてこういうふうに書いてしまうと、市政運営に関する情報の権利だとか、参画をする権利、協働の権利というのどこに行ってしまったのという部分が懸念されるし、ここで提案にあるように「この条例及び地方自治法に定める範囲において」などと言っているわけだから。これは、やっぱり他の法令で、改めてここに書く必要のないことなのではないかというのが一つ。ここに書いてある情報の権利、参画の権利、協働の権利は他の法律では書いてないことであって、だけれども自治としては絶対にこれは保障されないといけない権利であると考えると、このままでいいと思われる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ただ、先ほど事務局の方で言ったとおり、他のところで、法律に書いてある権利をあえて強調するために入れている部分もあるということと、あと、市長だとか市議会のところでは例示としてある程度の権限を並べているということもあるものだから、そうすると、ここもちょっと工夫をして、例示みたいなものを入れて、その例示にあるもののほか、こういった権利もあるという書き方は、工夫の仕方はあるのかもしれない。

(3班：小田委員)

- ・ そのとおりだ。
- ・ 私たちは、いわゆる自主自立のまちづくりには市民がどういう権利を持たなくてはいけないかという大きなくくりを表現しようとしてきたところであり、この意見は全く違うことを言っておられると思う。
- ・ ただ、一つ言えることは、何々法、何々の規定、その他うんぬんのところで、というふうな表現を頭に入れられたら一番いいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 意見をそのままということではなく、ニュアンスを組んで修正する方法もあるがどうか。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、こちらについては、そのような方向で整理することでいかがか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に 7 番、共産党議員団から、「サービスを享受」とあるが、「平等」を追加し、「サービスを平等に享受」にすべきであるという意見である。
- ・ これまでの議論では、皆さんは機会の平等について意識しているわけで、結果の平等ではない。それは基本となる考え方としているということによろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「市政運営」：「全般」及び「基本原則」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に 2 ページの検討 No. 11。市政会議と共産党議員団から、「市政運営」の中で「議会」と略して書いてあるということで、これは何箇所か出てくるが、表記ミスだと思うので事務局で整理する。
- ・ 次に、12 番は、「基本原則」について、「戦略的に」ではなく「積極的に」に換えるべきではないかということであるが、この点は以前も議論があったように「戦略的」は自治体経営という観点もあり、ニュアンスがやっぱり違うと思うがどうか。

(事務局：青山主任)

- ・ 全体会の中でこの話があったが、「戦略的に」は「積極的に」などよりも自治体経営ということイメージしやすい言葉であるので、あえて変える必要はないのではないかという意見もあった。経営というイメージをするにはこの言葉がいいのではないかなということである。

(3 班：小田委員)

- ・ これは、市民会議などでも、市長は経営者なんだと、だから資源を適切に使ってほしいと、ばらまきはやめてほしいということだから原案のとおりでよいと考える。

(事務局：石黒主任)

- ・ そういう意味で、「積極的に」という言葉だと、ばらまきのようにになってしまうということで、ニュアンスは違うということによろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「市政運営」：「財政運営」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次は 13 番、「財政運営」で、提言書は 16 ページになる。「情報を市民に」とあるが、市議会も加えてほしいということである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここは意味のとらえ方の問題だと思うが、市議会は、決算とか予算の段階では、それぞれ審議していて、それ以上どうやって情報をという話だが、途中経過の部分の問題であるかと思う。
- ・ この間の途中経過について、市民にも情報を出すというのであれば、市民だけではなく代表である我々にも提供してほしいということであれば、考え方として合うのかもしれない。
- ・ ただ、今までの市政運営のスタンスとしては、市民に公表するものについては、ほとんど市議会にも渡している。ただ、飽くまで、それを制度的にという意味で、途中の部分をとということであれば、書くこともあり得ると思う。ただ、予算、決算みたいな話になると、それは逆に入れることがおかしいになってしまう。

(3 班：小田委員)

- ・ これは、市民が分かりづらいのでは本当の意味での情報の提供にならないので、市民が分かるようにもっと説明してほしいというのであって、議員の皆さんはそんな資料を読まなくて分かって当たり前だと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ そういう意味で言うと、市議会は、通常の決算であるとか予算であるとか、そういうところできちっと当然やっていると、そういう前提に立った上での認識だということでしょうか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「市政運営」：「危機管理」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、次に 3 ページの「危機管理」、提言書は 23 ページである。この中で「対応」という言葉が、例えば「災害等に的確に対応する」が「対処」ではないかということで、日本語の問題でもあるわけだがどうか。

(1 班：増田委員)

- ・ 「対応」と「対処」、どう違うのかよく分からないのだが。

(3 班：小田委員)

- ・ 意味は違う。「対応」というのはものすごく幅広い。「対処」というのは、起こったことに対して処置をとるだけ。「対応」というのはすべてのプロセスが入っている。処置は「対応」の中で起こる一つの結果。だから「対応」を「対処」にしたら狭めてしまう。

(事務局：石黒主任)

- ・ 辞書で調べてみたが、「対応する」というのは、相手や状況に応じて事をする。「対処



する」というのは、あるものや情勢に対して適当な処置をする。他の辞書では「対応する」というのは相手に応じて物事をする。「対処する」というのは、あることに対して適当な処置をとる。例示として「困難な事態に対処する」ということだが、やっぱり今の総合的なニュアンスがあるので、この条文の中でどちらがふさわしいかということだと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 危機管理についての提言ということで、どちらがふさわしい言葉か判断すべきだと思うが。

(2班：田村委員)

- ・ 災害等に「対応」するか「対処」するかというと、難しい言葉で言えば「対処」しなければならない。だが、応じ切れるのか応じ切れないのかというと、「対応」になってしまう。

(事務局：石黒主任)

- ・ 皆さんのお気持ちだと、総合的な観点もあって「対応」という言葉のニュアンスをとっているということだが、こちらは、もう少し辞書でよく調べて、どちらが適切かということのを改めてよく整理したいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ これ、もしかしたら項目の一つ目と三つ目で言葉を変えてもいいかもしれない。一つ目は「対応」である。でも、三つ目は現実に起こったことだから「対処」でいいと思う。その意味で三つ目の項目だけ修正した方がいいのかもしれない。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、そのようにしたいと思う。一律に直すのではなくて、それぞれしっかり吟味するという事でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「都市内分権」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に「都市内分権」、提言書は25ページである。こちらについては、まず、都市内分権の項目の場所についての意見であるが、大項目「6 都市内分権」が「(1) 地域自治区」しかないのであれば「5 市政運営」に含んでも差し支えないのではないかということである。

(3班：小田委員)

- ・ これは我々も議論したと思うが、都市内分権について現時点で自治基本条例に書けるのはここまでだから、ここまで書いておこうということであった。だが、都市内分権は非常に大切なことだから、今後増やしていこうということで章を立てている。このような趣旨をやはりうたうべきではないかと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 先ほどの上越市としての特徴を表しているわけだし、大切にしたいということで独立

しておくということは、もう皆さんの気持ちで決めているということによいか。

- ・ 次に、地域自治の推進を目指している基本条例ならば「6 都市内分権」ではなく「6 地域自治」とすべきということで、言葉としてどちらが適切かということだがいがか。

(1 班：増田委員)

- ・ これまでの経緯で、全体会の検討の時に都市内分権は言葉として分かりにくいということで上がっていたと思うが、その時にどういう判断をしたか思い出せないのだが。

(3 班：小田委員)

- ・ これは、都市内分権というのは、ある意味「都市内『返権』」なのだ。権限を「返す」ということだ。ただ、適切な言葉が無いので「都市内分権」としているはずである。だからこそ、新しい言葉と、新しいカテゴリーとしてそういう言葉の意味である。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「地域自治」というのも、果たしてニュアンスが伝わるのかということもある。「都市内分権」というと、ベクトルというか、方向性ということもニュアンスとして伝わるのかなと考えるがどうか。

(3 班：小田委員)

- ・ 一つの都市という、この上越市という一つの基礎が、その中に分権を設けるんだという考えとして非常に分かりやすいものと考えている。地域自治という、上越市自身の自治をいうケースもありかえって意味が分からない。「都市内」の方が意味が分かる。そういう意味である。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、こちらについては、「都市内分権」の方が、意味も表現も気持ちも適切だというようなニュアンスでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「地域自治区」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に、地域自治区についての細かな規定だが、事務所については 13 区と旧市で異なるが、整合を明確にしておく必要があるのではないかと。事務所のことについて細かい部分をもう少し書いたらいいのではないかとという部分だがどうか。
- ・ 次も関連するが、逆に今度は四つ目と五つ目の項目については、基本条例で規定する必要がないので削除したらどうかという意見である。
- ・ 細かく書いたらどうかというのと切ったらどうかというので相反しているが、これは、一つ議論の軸としては、今回の自治基本条例における都市内分権の核心は何なんだということに関わる議論であると考えているがどうか。

(3 班：小田委員)

- ・ どういう事務所を置くかということは今後の市政運営に関わることだから拘束してはいけないと思う。そういう政策的な部分は載せないという方針である。

(1班：増田委員)

- ・ 条例ではそこまで載せる必要はないと考える。

(事務局：石黒主任)

- ・ 皆さんは、三つ目の項目の「事務所」については、今の表現の形でよいのではないかといいか。
- ・ 逆に四つ目と五つ目については、ここまで書かなくていいのではという市議会からの意見だが、どうか。

(1班：増田委員)

- ・ 私たちは公募公選制をよしとしているわけだから、ここに担保しておかないと、公募公選制をやめろという動きが起きてきたときに簡単にやめられてしまうという部分から考えると、ここに担保しておく必要があると思う。

(3班：小田委員)

- ・ ここは上越市らしさということでもいいのではないかと。

(事務局：石黒主任)

- ・ 制度の核心をついているということ。そのような感じでもよろしいかと。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「コミュニティ」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に、「コミュニティ」の件、提言書は28ページである。このコミュニティについても議論があったかと思う。市議会からの指摘としては、今の定義ではコミュニティの範囲が幅広すぎるのではないかと、言葉として「団体」よりも「集団」の方がいいのではないかといい意見である。

(3班：小田委員)

- ・ まず、集団という言葉が一般になじみがあるのかという問題。一般的には、集団というよりも、あまりいい印象がない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 団体というよりも、きちんと組織立っているというような、きちんとした団体というのがやっぱりイメージしやすいのかなと思うがどうか。

(3班：小田委員)

- ・ コミュニティというのは、組織としてきちんと作られたものがコミュニティではないか。「市民活動団体」という言葉が社会的に存在するわけだから。それを何で「集団」にする必要があるのだろうか。例えばの話、何人か集まって何かやっていることがコミュニティなのだろうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ コミュニティをどこまで広くとらえるかという部分が絡んでいるのだと思うが。

(3班：小田委員)

- ・ だから、多分これは「集団」としたら、ものすごく広い範囲になってしまって、あり

とあらゆる人のつながりが全部入ってくる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ だから逆にそのところで、この意見の中では前の方で絞ろうとしているわけである。

(3班：小田委員)

- ・ だから矛盾している。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 単にそれで「集団」にしてしまうと、ものすごく広くなりすぎてしまう。

(3班：小田委員)

- ・ だからこれも前に市民活動団体の定義を議論したときの言葉の方がよかったのではないか。

(2班：田村委員)

- ・ 団体というのは、登録したり、固有名詞が付いているものになるが、集団なんて寄せ集めで何が集まってくるのか分からない。広過ぎるといって「集団」にしたら、なお広くしてしまう。

(事務局：石黒主任)

- ・ 皆さん、「集団」か「団体」かという観点では、団体の方がやはり近いだろうなということではどうか。

(3班：小田委員)

- ・ 「団体活動」というのはあるが、「集団活動」というのは聞いたことがないなど。

(事務局：青山主任)

- ・ 辞書だと、「集団」というのは、今おっしゃったとおり、大体何らかの形でただ集まっているというイメージである。「団体」も割と近いが、「団体」の解説には、一応「目的を持って集まって」と、目的というのが入っていた。

(3班：小田委員)

- ・ そうだと思う。例えば町内会を定義するときにも「地縁による団体」と定義している。「文化団体」もそうである。皆「団体」だから。だから、世の中の定義からすれば、言われたとおりである。

(事務局：石黒主任)

- ・ あとは、地域とのかかわりというか、今は条文の最後の中で、「地域の課題の解決に向けて行動するよう」というのがあるが、市議会の指摘では「地域にかかわりながら」となっている。どちらも、地域とのかかわりながらという部分では共通しているところである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 今の条文だと、これでは、地域にかかわりのない団体であろうが何だろうが、地域課題の解決に向けてというふうに読めてしまうのではないかと思う。

(事務局：青山主任)

- ・ ここに一応、最後に「地域の課題の解決に向けて」と入れたのが、自治基本条例におけるコミュニティということなので、少なくともNPOであれ、もっと大きい全国的な活動をしているところであれ、上越市内にある限りは地域と何らかのかかわりを持ちながら活動をしているはずだということからこういうふうになったので、いずれにし

ても、この「地域にかかわりながら」という部分は、どこかにやっぱり入れなければいけない部分なのかなと思うがどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうでないと、市内にあるどんな団体もという話につながりかねない。そういう意味に読めてしまう。

(3班：小田委員)

- ・ 「課題の解決」という言葉を理解するとき、例えば、スポーツ振興であろうがそうだろうし、生涯学習であろうが、それは社会の課題を解決するためにやっているのであって、どの団体も皆そうだと思う。お茶飲みの会はお茶飲みでしかない。

(1班：増田委員)

- ・ それらは、コミュニティという概念とはちょっと違う。

(事務局：青山主任)

- ・ そういう形からすると、例えば、地域にかかわりながら活動する「団体」の部分は変えないでよいか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 地域にかかわりながら活動する団体。「コミュニティ」の括弧の中だけ読むと「多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする団体をいう。以下同じ。」であれば、かなりすっきりする。さらに、出口で日々の課題の解決に向けて行動するとしている。

(3班：小田委員)

- ・ ちょっと感じたことだが、コミュニティというのは町内会だけではないということを知りたい。だからこういう定義にしているのだ。

(1班：増田委員)

- ・ そのこのところはもう一回説明を入れるのだったら、説明のところで混乱するようなことがないようにすべきだ。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 町内会だけではないということをはっきり書いてしまうという方法もある。

(3班：小田委員)

- ・ 団体というのは、例えば、コミュニティを議論するとき何がコミュニティかということをやや議論した。あの辺の議論の要約を入れたら、こういう活動をする団体をコミュニティというのだなど、具体例を挙げた方が分かりやすいと思う。そうしないと、例えば現在の上越市でも振興会があるが、それが全部コミュニティではなくなってしまう。あるいはさっき言ったようにスポーツ団体も。

(1班：増田委員)

- ・ 読む人が勝手にコミュニティを町内会と読まないような工夫が必要だと思う。勝手な解釈ができないように。

(事務局：石黒主任)

- ・ 解説の中で分かりやすく明確に伝えたい。

## 「市民投票」

## 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、4 ページに移る。「市民投票」、提言書は 30 ページである。
- ・ まず、はじめの共産党議員団からの意見は、市議会の方でも話題になった話だが、ちょっとこの場で議論する話とは違うのかなと解釈した。市長はこういうふうに言っているが、それとこの規定が違うのではないだろうかといった意見であり、これについては回答しないこととしてよろしいか。

(代表社会全員)

- ・ 了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に市民投票の中身の話だが、簡単に言えば、4 分の 1 についてどうとらえるかということである。高いのではないかというハードルの高さの問題、それから 4 分の 1 の根拠の問題。高い低いでいえば妥当だという意見もある。
- ・ ハードルの件では三つの意見がある。一つは根拠の問題、4 分の 1 では高すぎるという意見、一方では重い判断となることから 4 分の 1 が妥当だという意見だがどうか。

(事務局：青山主任)

- ・ 25 番の市民投票の根拠が違うという考え方は、簡単に説明すると、市民投票を行う場合に、最低投票率の話が以前議論で出てきたと思うが、そこが一般的に大体 50 パーセントで線を引いている。ただ、それも一定しない。その 50 パーセントのラインの半分というところで見ると、25 パーセントが半分のラインで、それが可決のラインだと。25 パーセントの人が署名をしたのであれば、その時点で答えが決まっているのではないかという考え方である。

(3 班：小田委員)

- ・ そのこのところはどういう議論をしたかということ、要するに市長や市議会が拒否できない、自動的に市民投票になるものはこういう場合であるということを示したものである。これは要するに市議会が覆すこともできないし、市長が覆すことのできない条件である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そこは理解されているようだが、投票が決まった瞬間、結果が決まっているのと同じというのはどうなんだということである。投票することが決まったんだけど、決まった時点で結果が決まっているんじゃないかという単純な疑問だと思う。それがいいのか、投票に持ち込むのであれば、そこで争えるような状態にならないのかという考え方である。

(3 班：小田委員)

- ・ そうすると今度は、市議会が市民投票をすべきかどうかを決めるというようなことになってしまうのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市議会の議決を必要としないという点については、本当にどれがいいのか、私らにも判断しかねる問題だ。

(3 班：小田委員)

- ・ 4分の1という要件の中で支持している会派もあるはずだ。我々としては飽くまで三者が独立に決定できる条件を言っているのである。

(事務局：青山主任)

- ・ 決定のラインを最低投票率の水準で考えるというのは、果たして皆さんはどのように考えるか。

(3班：小田委員)

- ・ 最低投票率はこれから条例で決めていくわけである。50パーセントと決まっているわけではない。

(事務局：青山主任)

- ・ もちろん、それもあるし、そもそも市民投票をやるという状況なのに、最初からそこに投票率が50パーセント程度という数値を設定する考え方が成り立つのだろうか。

(3班：小田委員)

- ・ それもおかしいと思う。この4分の1という数字の場合は、逆にそういう設定がおかしくなるわけである。
- ・ 住民投票をやる場合に、この問題を市議会だけで、市長だけで決めるのではなくて、やっぱり住民に判断してほしいということで、賛成の人も反対の人も署名するケースがある。だから単純にそれは決定を示すものではないんだということである。
- ・ 私が言っているのは、決めるのはやっぱり皆で決めようというプロセスが大事であるということである。

(事務局：石黒主任)

- ・ 市議会の議決を経なくても実施できるという意味において、数字の感覚としては、4分の1というのはかなり厳しいが、それで妥当だということは皆さんの感覚としてあるということではどうか。

(3班：小田委員)

- ・ 4分の1以外にも、きちんと別の手段も確保された上での制度である。

(事務局：青山主任)

- ・ それで、一点ここで引っ掛かったのが、解説の中で、最初に市民投票の議論した時に、4分の1の根拠を出すのが難しいということで目安という規定をした時に、市民投票の投票率が50パーセント以上程度の関心を示す高さということ、そのうちで過半数の意味があるという理由で、2分の1の2分の1で4分の1というような理由にしたが、もう少し誤解の無いような理由にした方がよいと考えるがどうか。

(事務局：石黒主任)

- ・ あと、皆さんの方で、この市民投票をやるときのイメージで、例えば市議会でも議論になったことがあるが、市民投票というのはどういうときに使う、どういう手段なんだというところは、例えば、ある意味どんどん市民投票をやればよいという部分と、本当に重要なときにやればよいという部分と、そのニュアンスとしては、皆さんの考えとしては、どのようなところか。割と頻繁に行うというイメージと、本当にこれは大事だというときに行うというイメージのどちらであろうか。

(3班：小田委員)

- ・ 市議会との意見交換会でもはっきりあったように、市民投票が頻繁にやられたらお金

も大変だろうと。そういうことも我々はよく分かるわけである。だから、市民投票とは決してそういうことではないと。市の運命を左右する重要なことについて、市議会に判断をゆだねるのではなくて、市民が最終的に判断をしたいということである。

(2 班：田村委員)

- ・ 結論から言えば、市民投票をやるには予算がなくてはできない。それはもう市議会が通さないといけないわけだから。しかし、規定は規定として4分の1が妥当だと思う。裏付けとして、2分の1の2分の1で、掛ければ4分の1というのは、それはそうかもしれないけれども、他のまちの条例なんかを見てもその可能性があるし、中にはもっと緩いものもある。

(事務局：石黒主任)

- ・ 4分の1の数字の根拠というよりも、厳格な規定にしたいという考え方に基づくものということではどうか。例えば3分の1というのは、議会の解散や長の解職請求ができる数字であり、それよりは、やっぱりさすがに低いのではないか。また、4分の1も5分の1もどちらも低いけれども、3分の1よりは下だけれども、5分の1だと緩くなる。そのような意味で4分の1よりも緩める感覚には余り賛同できない。4分の1か5分の1かと言われると厳格な方を選ぶ、だけれども3分の1よりは低いということではよろしいか。

(2 班：田村委員)

- ・ 何でも市民投票をするようなことになっても困るということで、歯止めが掛かるようにしたいという側面も事実である。当初はいろいろ他の事例を参考にしたわけだが、市議会と以前に議論したときには、4分の1でもまだ要件が緩いという話もあった。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ では、原案のとおりということではよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 今度は18歳の要件である。「18歳以上」は削除した方がいいという意見である。18歳といっても高校生もいるのだというところを懸念されているようだ。

(3 班：小田委員)

- ・ これは、元々、18歳というのは、世界的な参政権の流れは18歳からだということで、それに従って18歳からにしたんだと、そういう説明にさせていただくよりないのではないかと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、そういうことで、今までの議論の流れも踏まえながら整理したい。

(1 班：増田委員)

- ・ 高校生のことを言えば、職業で差別していることになってしまう。

(2 班：田村委員)

- ・ 今の憲法改正の国民投票法でも18歳以上ということになる。そういう国の流れも踏まえてのものであることをしっかりと示してほしい。



## 「最高規範性」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、次は「最高規範性」である。
- ・ 29番は最高規範性の位置付けをどこに置くかということである。他のまちの事例としてはいろいろあるが、我々としては、改正などと一緒に一番後ろに持っていくスタイルをとっているが、こちらについては、あえて前に持っていくという形をとる必要があるかということになるがどうか。

(2班：田村委員)

- ・ その前に、条例として正しいのかどうかということを知りたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 最高法規ということ言えば、例えば憲法を見ると、最後に、改正などがあってから、後の第10章で最高法規などと書かれている。そういう形から言うと、憲法と似たような形で一つ章を起こしていることからしても、これで別に違和感はない。でも前に入れたから違法だということにはならない。

(2班：田村委員)

- ・ では、そういう説明にしておいてほしい。

(1班：増田委員)

- ・ どこにあらうと、その意味するところは同じである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 中身としては、言っていることは一緒だが、総則の中に紛れ込ませるよりも、一つ章を起こして、きちんと分かりやすいように明示した上でという今の形でも問題はないと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、このような考え方を示すことでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に、30番、最高規範性の位置付けが今のままでは不透明なのではないかという意見である。

(3班：小田委員)

- ・ 何が欠けているか分からないと、なんともいえない部分もある。

(事務局：青山主任)

- ・ これは、もっと徹底した方がよいというニュアンスがあったようである。以前この部分の議論で紹介した、例えば「この条例に反するものは全部違法である」というような、そういうイメージなのかなという感覚もあるが、ニュアンスとしては、もっと徹底した方がよいということが書いてあった。

(3班：小田委員)

- ・ ただ、難しいのは、憲法に違反するかどうかということ判断するのは最高裁しかなく、それも訴訟を起こさない限りは判断しない。だから現在のルールでは、何が違法

なのかを判断する場面は無い。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 国の場合は、三権分立の中で司法機関があって、そこが独立して判断することができるが、市の中で考えた場合は、その部分が無い。では、市長が判断、市議会が判断というのは、どちらもどっちでおかしいのではないかということになる。

(3班：小田委員)

- ・ そして、その判断というのは、さっき言ったように、憲法の場合、個別の訴訟が起こらない限り、最高裁は判断しないわけである。憲法でさえそうなっている。だから、どこが判断するかというのは、どうしようもない。

(事務局：石黒主任)

- ・ 現在の書き方で十分だという考え方でよろしいか。

(1班：増田委員)

- ・ 十分、最高規範性は読み取れる。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「改正手続」

### 説明・意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、5 ページだが、31 番から 33 番までは先ほどの統一意見に対する議論の中で済んでいるし、34 番については前回直している。
- ・ 最後に、「改正等」のところだが、市民、市議会も改正の提案をすることができるので、その規定を設けるべきであるというのが 35 番である。
- ・ こちらは、確かに今の規定自体は「市長は…」となっているが、これは市長が発議をする場合にきちんとチェックを掛けるという趣旨の規定であり、元々大前提として自治基本条例も形式上は条例の一つであるということを考えれば、市民も市議会も、当然、改正を求める手続ができるところとなっている。その上で、なおかつ「市長は…」ということでここに書いている。このようなこれまでの流れがあったところだが、それを踏まえた上で、あえてここで書く必要があるかないかという判断となる。

(3班：小田委員)

- ・ そのようなこれまでの考え方を回答すればよいと思う。

(1班：増田委員)

- ・ ただ一つ、この提案で私が気になったのは、市長が提案をするときは市民の意見を聴くようにしているが、では、市議会が提案をするときは市民の意見を聴かなくていいのかという点である。

(3班：小田委員)

- ・ そのような観点でいうと、市民が直接請求した場合も、市民の意見を聴かなくてはいけなくないとすると、法律に引っ掛かるかもしれない。市民が例えば請求をしたとすると、その請求内容がいかどうか検討機関を置くというようなことはあり得ない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市民からの請求があった場合は、自動的に 20 日以内に付議しなければいけないという制度だから、それはない。もう一つ論理的なことを言えば、市議会というのは、市民の代表者としてやっているのに市民から聴くというのもおかしいのではないかと  
いう考えもある。

(3 班：小田委員)

- ・ それはもう最初からずっと危惧した話だけれども、論理上はどうしようもないですね  
ということで今まで、終わらせていた。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市議会については、審議会のようなものを自分たちで置けない。自分たちが公聴会な  
どを開くのはいいが。でも、提案者が公聴会を開くというのもおかしな話で、それを  
してから本来やらなくてはならないという話だから。そういう意味では、そういった  
制度で意見を聴くという形のをここに入れるというのはおかしな話である。
- ・ 権利として、市民もできるし市議会もできるということだけを書くのであれば、他の  
ところで当然決まっている権利もあえて確認のために入れているという部分の規定  
もあることからすれば、それはその意味と同じ意味で入れるというのは、考え方とし  
てはある。

(2 班：田村委員)

- ・ 原則的には市長が提案するものと考えて、このような規定にしたはずだ。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうである。

(2 班：田村委員)

- ・ それを、今度、議決機関でいかに審議するかは、通常のルールの中での問題となる。

(1 班：増田委員)

- ・ パブリックコメントについて議論してきたときも、議会提案の場合は、市議会の責務、  
議員の責務の中の問題としてきたところであった。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市民の代表である市議会で提案したものについて、市民に意見を聴くというのはおか  
しいだろうという意見もあった。

(1 班：増田委員)

- ・ 市議会に対するチェックは選挙しかないということか。

(3 班：小田委員)

- ・ 解職請求もある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ その前に、市長がもう一回再考を促す再議というのものもある。

(3 班：小田委員)

- ・ 法的にはいろいろ権限があるけれども、その複雑なことをすべてここで書く必要はな  
いと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、解説の中でも、ここはきちんと書いてあるので、すべて書く必要はないと  
いうことでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に 36 番である。これは、例えば市民投票ができるのであれば、「広く市民の意見を聴くために」の後に「市民投票を発議し、又はその他」を加え、最高規範にふさわしい民主的な手続を担保する。また、改正内容に応じて必要な措置を選択できるように「その他」の文言を入れておく、つまり市民投票というのを手法としてきちんと明示したらどうなのかというのである。現在は、解説の中で、手法として市民投票も可能となっているという書き方としている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それがあるからこそ、逆にそれもはっきり書いてほしいという意見であろう。

(1 班：増田委員)

- ・ 提言書を見ても、中身的にはこれは何にも影響がないから、書いてもよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 解説で書いているのだから、そういうことを入れたとしても問題はないんだろうということだと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ これは、市民投票とその他の優先順位をどうするかという問題だと思う。我々として、広く市民の意見を聴く手法として、第一義的に市民投票を考えるのか、あるいは公聴会とか委員会とか市民の意見を聴く機関によるのかということである。これは案件によるものだろうが。

(1 班：増田委員)

- ・ 私たちはずっと、この条例の改正について市民投票にかける必要はないと考えてきたが、それに代わるものを求めようと言ってきているので、市民投票を第一に考えるべきだという考え方は相容れない。

(3 班：小田委員)

- ・ 何が民主的なプロセスかということだと思う。市民の声を聴くということに大きな目的があるのに、作ったものに対してこれでよいかと問い掛けるというのは決して民主的なプロセスではない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ その最後に、もう一度民意の確認ということで市民投票を使うというのものもあるかもしれないという意味で説明のところに最後に書いている。

(1 班：増田委員)

- ・ どういう形で市民投票をやるかというのは非常に難しい。条例に賛成か反対かというやり方ではなくて、例えば男女共同参画の規定について賛成か反対か、あるいはこういうふうに変えることについて賛成か反対かとなる。
- ・ また、そのような場合において市民投票をやるのが実際的なのかということになる。飽くまでもこれは論理の世界の話であって、実際問題としてはどうなだろうか。

(3 班：小田委員)

- ・ それともう一つは、テーマによっては、市民が関心を持つことに至らず、投票に来ないでその案件がお釈迦になってしまう。そうすると一切改正できなくなってしまう。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 解説で書いているのは、条例を構成する内容に重大な変更を生じさせる場合には、市民の声として、それを阻止するための最大限の権利というものもあるという意味での例示だった。解説に書いているのは、市民投票ありきということではないということをご了解いただきたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ まず、皆さんが求めているのは、最終的な結論が良いか悪いか聴くというものではなく、その過程への意見聴取を大切にしてほしいということではないか。

(3班：小田委員)

- ・ そう考えると、上越市らしさというのは、条例の見直しなどの2番目のところである。「市民の意見を聴くための必要な措置」と、ここに非常に思いが込められている。やっぱり市民の生の声を聴いていきましょうということである。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、少なくともこの修正意見については、考え方が相反するという事。見解が違ふということではよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に、37番で、「改正には市議会の3分の2以上の賛成が必要」とした特別多数議決の条項を入れるべきであるということだが、こちらについては、これまでの議論のとおり違法性を否定できないということではよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次の38番は、【説明】の中の書き方について、「執行機関である市長の権限濫用を防止する観点から」は不要であると考えということである。これは、確かに議論の中ではこういう話はあったが、説明の中でここまで書かなくてもいいのではないかといいことだと思いがどうか。

(1班：増田委員)

- ・ 私は逆に、書いてもいいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 現在の市長がどうなのかという話ではないが、このように書いておくと、今はどうなのかとイメージされてしまうという話もあるので、それを気にしておられるのだろうと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「将来にわたって」というような言葉を入れて誤解のないようにするのも一つの方法である。

(1班：増田委員)

- ・ただ、私たちは、権利の濫用に関してはかなり真剣に考えている。だから、市民会議のメッセージということで、私は必要だと思う。現在の市長を指しているわけではないという言葉を入れて残した方がいいと考える。

(事務局：石黒主任)

- ・例えば、以前の議論では、市長の場合は市議会と違って一人の判断によってもできてしまうことからこのような言葉も入れたはずである。そのような点を書くのも一つの方法であると思うが、皆さんのお気持ちも含めて表現を整理することにしたい。
- ・それでは、以上をもって、すべての項目について議論することができた。あとは、頂いた意見を見ながら、事務局でたたき台という形で整理し次回ご提示する。

(事務局：石黒主任)

- ・事務連絡であるが、今日お配りした「当日配布資料2」には、代表者会以外の委員の皆さんから出された意見に対して、前回までにどう対処したかということを書いてあるので、ご一読いただいて、このとおりでよいかご確認いただきたい。
- ・代表者会以外の委員の皆さんには同じものをお配りし、何か意見あれば11月2日までに送ってくださいということで諮っており、代表者会以外の委員の皆さんにも同じ土俵でご議論をいただいている。
- ・市議会から出てきた意見についても同じように送っており、皆さんの議論と代表者会以外の委員の皆さんでの議論を並行で進めるようにしている。
- ・したがって、次回の代表者会でお示しする案というのは、代表者会以外の委員の皆さんから出てきた意見と、今日の意見も踏まえて整理したものになる。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・次回の5日は、市議会からの意見への対応と、前回の代表者会で整理した分の確認をさせていただき、最終日、9日については、提言書の形のもので確認いただくことにしたい。
- ・以上で代表者会を終了する。

## 8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL：025-526-5111(内線1584、1449)  
FAX：025-526-8363  
E-mail：[jichi@city.joetsu.lg.jp](mailto:jichi@city.joetsu.lg.jp)

## 9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。